

[共通事項（主要行／全国地方銀行協会／第二地方銀行協会
／全国信用金庫協会）]

1. 7月の大雨による災害への対応について

- 福岡県、大分県をはじめ秋田県、新潟県など各地における大雨による災害により、多数の被害が出ている。被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、7月6日、福岡県及び大分県内に本支店を有する金融機関に対して、7月28日、秋田県内に本支店を有する金融機関に対して、金融上の措置の要請を発出させて頂いた。
- 各金融機関におかれては、預金の払戻しや融資等の各種手続における柔軟な取扱いなど、被災者の立場に立った柔軟な取扱いを取って頂いていることに対し、心より感謝申し上げます。
- 今般の大雨による被害は甚大なものとなっている。今後、被災者から様々な相談等が寄せられることと思うので、被災者のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行って頂くようお願いしたい。

2. 金融の円滑化について

- 先般（6月26日）、民事再生法の適用を申請したタカタ株式会社には、多くの下請企業が存在している。
- この機会に申し上げますと、一般に、下請企業の中には、技術力や経営力のある企業が存在していると考えられるが、こうした下請企業が、取引先企業の経営破綻によって一時的に資金繰りが厳しくなることも十分に予想される。
- 各金融機関の皆様におかれては、こうした点も踏まえ、下請企業からの相談に対しては、実情に応じてきめ細かく対応して頂くようお願いしたい。

3. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績の公表について

- 6月28日に、平成28年度の「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表した。ガイドラインの活用件数は約52万件（対前年度比約6万件増）、新規融資全体に占めるガイドラインを活用した無保証融資の割合は13.5%（同1.6%ポイント増）。
- 今回より、代表者の交代時におけるガイドラインの活用状況についても、公表しており、平成28年10月から29年3月までの半期に、
 - ① 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数の全体に占める割合は約8%であるのに対し、
 - ② 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数の全体に占める割合は約48%に上っており、事業承継時のガイドラインの活用が必ずしも十分進んでいない可能性が窺える。
- 他方、金融機関の中には、
 - ・ 事業承継時も含め、経営トップが無保証融資を積極的に推進する方針を明確に示すことや、
 - ・ 代表者の交代時においては、原則として旧経営者の保証契約を解除することとし、本部がその状況を全てチェックするなどの取組みにより、事業承継時におけるガイドラインの活用が進んでいるところも見られた。
- 今後、旧経営者と新経営者の両方から個人保証を徴求している背景や事業承継時におけるガイドラインの活用が進んでいる金融機関とそうでない金融機関の取組みの違いなどを含めて、ガイドラインの活用実態の把握・分析を深めてまいりたい。

4. マネロン・テロ資金供与防止に向けたモニタリング

- 昨年施行された改正犯収法においては、FATF勧告の内容を踏まえ、「リスクベース・アプローチ」の考え方が採用された。これは、各金融機関がそれぞれの業務の特性等を踏まえたリスク評価を行い、リスク評価結果に応じた対応策を採ることを求めるものである。

- マネロン等は、ひとたび顕在化すれば、国際的な非難や制裁の対象となり得る大きな問題である。2019年に予定されているFATF第4次審査への対応が控えていることも背景に、本事務年度においては、当局として、これまで以上に、重点的なモニタリングを行ってまいりたい。

- マネロン等防止への対応にあたり、経営陣の皆様には、経営管理上の重点課題として再認識していただき、自金融機関の態勢整備の状況について、今一度、点検するとともに、実効性の向上に向けた継続的な取り組みをお願いしたい。

(以上)